

## 檀原市 高齢者帯状疱疹感染症予防接種の概要

### 〈実施期間〉

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 〈対象者〉

#### ●下記A・Bをすべて満たす者

A：檀原市に住民票がある者（※）

B：接種時において下記のいずれかの者

①年度内（令和8年4月1日から令和9年3月31日）に65歳を迎える方

②接種日に60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

③年度内に70、75、80、85、90、95、100歳を迎える者

#### ※ 檀原市に住民登録をしているかの確認について

予約時に、本人確認書類（氏名、生年月日、住所がわかるもの）を持参するよう伝え、本人確認書類と口頭の両方で確認すること。また、転出日当日は接種できない。

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の程度は次のいずれかに該当するものであること。また、これらに該当することについては、医師の診断書又は身体障害者手帳の写しなど、接種対象者であることの認定に必要と思われる資料の提出のこと。

#### ◎ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) CD4陽性Tリンパ球数が $200/\mu\text{l}$ 以下で、次の項目（a～i）のうち6項目以上が認められるもの。
- a 白血球数について $3,000/\mu\text{l}$ 未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
  - b Hb量について男性 $12\text{g/dl}$ 未満、女性 $11\text{g/dl}$ 未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
  - c 血小板数について $10\text{万}/\mu\text{l}$ 未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
  - d ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について $5,000$ コピー/ $\text{ml}$ 以上の状態が4週間以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
  - e 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある
  - f 健常時に比し10%以上の体重減少がある
  - g 月に7日以上の上の不定の発熱（ $38^{\circ}\text{C}$ 以上）が2ヵ月以上続く
  - h 一日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月の7日以上ある
  - i 一日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある

- j 口腔内カンジタ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
- k 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
- l 軽作業を超える作業の回避が必要である

(2) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの。

#### 〈対象者から除外される者〉

- ① すでに定期予防接種として接種を完了している者
  - ② これまでに生ワクチン「ビケン」を1回接種したことのある者であって、帯状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの
  - ③ これまでに組換えワクチン「シングリックス」を2回接種したことのある者であって、帯状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの
- ※1 ②、③のとおり、任意接種にて接種完了している者は原則対象者から除外されるが、医師が「帯状疱疹の予防接種を行う必要がある」と認める場合は、医師の判断において定期予防接種として実施することは可能である。
- ※2 これまでに、組換えワクチン「シングリックス」を1回接種したことのある者は、医師の判断に基づき、2回目の接種を下記〈接種の回数・方法〉の②に準じて行うこと。

#### 〈接種の回数・方法〉

- ① 生ワクチン「ビケン」を使用する場合、1回皮下に注射する。
  - ② 組換えワクチン「シングリックス」を使用する場合、2か月以上（標準的には2か月）の間隔において、2回筋肉内に注射する。標準的な期間で接種することができない場合でも1回目の接種から6か月までに2回目の接種完了することが望ましい。
- ※ 接種対象者のうち、疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者等で、医師が早期の接種が必要と判断した者に対して、組換えワクチンを使用する場合は、1か月以上の間隔において2回筋肉内に注射しても差し支えない。

#### 〈注意事項〉

- 生ワクチンと組換えワクチンの交互接種はできない。
- 注射生ワクチンから注射生ワクチンを接種する場合は接種した日の翌日から起算して27日以上の間隔をあけること。
- 組換えワクチンは原則2か月以上間隔をあけることとされているため、少なくとも1月末までには1回目の接種が必要。